

日本臨床整形外科学会埼玉県支部 会 則

- 第1条 本会は日本臨床整形外科学会埼玉県支部と称する。
- 第2条 本会の事務所は支部長が定めるものとする。
- 第3条 本会は会員相互の親睦融和と学術の向上および診療内容の進歩をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前述の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 整形外科医の日常診療上に生ずる諸問題の研究調査、研究会、懇談会等の開催。
 2. 各種保険医療の改善および医療の合理化に関する研究。
 3. 会員相互の親睦と相互扶助および福祉・厚生に関する企画。
 4. その他前項の目的を達成するに必要な事項。
- 第5条 本会の会員は日本臨床整形外科学会の会員で、次の事項の一つに該当するものとする。
- (1) 埼玉県内において、整形外科を主たる標榜科とする私的医療機関の開設者およびその勤務医。
 - (2) その他の勤務医で本会の目的に賛同するもの。
- 第6条 本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添え、所定の入会申込書を提出して、役員会の承認を受けなければならない。
- 第7条 会員は会則ならびに本会の議決権を尊重し、所定の年会費を納入するとともに会務の遂行に協力するものとする。
- 第8条 会員は次の事由によってその資格を失う。
- (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 第6条の資格を失ったもの
 - (4) 正當の理由なく3年間会費を未納したもの
 - (5) 本会の名誉を著しく傷つけたもの
- 第9条 本会には次の役員をおき、総会において会員中より選出する。
- | | |
|------|-----|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 若干名 |

- 第 10 条 支部長は本会の会務を総理し、本会を代表する。
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
理事は会務を分担し、支部長・副支部長ともに事故ある時はその職務を代行する。
- 第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 12 条 本会に顧問・参与を置き、役員会の議決を経て支部長がこれを推薦する。
- 第 13 条 総会は定期総会とし、定期総会は年 1 回、臨時総会は必要ある場合に開催する。
- 第 14 条 役員会は必要ある場合、隨時開催する。
- 第 15 条 会議は支部長が召集する。
- 第 16 条 臨時総会は役員会の議決、または会員 1/4 以上の要求があった時は、支部長はすみやかに召集しなければならない。
- 第 17 条 次の事項は総会の承認を受けなければならぬ。
1. 予算および決算。
 2. 事業の計画および経過報告。
 3. 会則の変更。
 4. その他役員会において必要と認めた事項。
- 第 18 条 会議における議決はすべて出席者の過半数をもって決する。
- 第 19 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
- 付則 1. この会則は平成 3 年 8 月 3 日より施行する。
2. 平成 12 年 6 月 10 日一部改正
3. 平成 18 年 6 月 19 日一部名称変更

日本臨床整形外科医会埼玉県支部 会 則

第1条 本会は日本臨床整形外科医会埼玉県支部と称する。

第2条 本会の事務所は支部長が定めるものとする。

第4条 本会は会員相互の親睦融和と学術の向上および診療内容の進歩をはかることを目的とする。

第4条 本会は前述の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 整形外科医の日常診療上に生ずる諸問題の研究調査、研究会、懇談会等の開催。
2. 各種保険医療の改善および医療の合理化に関する研究。
3. 会員相互の親睦と相互扶助および福祉・厚生に関する企画。
4. その他前項の目的を達成するに必要な事項。

第5条 本会の会員は日本臨床整形外科医会の会員で、次の事項の一つに該当するものとする。

- (3) 埼玉県内において、整形外科を中心とする標榜科とする私的医療機関の開設者およびその勤務医。
- (4) その他の勤務医で本会の目的に賛同するもの。

第8条 本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添え、所定の入会申込書を提出して、役員会の承認を受けなければならない。

第9条 会員は会則ならびに本会の議決権を尊重し、所定の年会費を納入するとともに会務の遂行に協力するものとする。

第8条 会員は次の事由によってその資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡
- (3) 第6条の資格を失ったもの
- (4) 正當の理由なく3年間会費を未納したもの
- (5) 本会の名誉を著しく傷つけたもの

第9条 本会には次の役員をおき、総会において会員中より選出する。

支部長 1名

副支部長 1名

理事 若干名

監事 若干名

第 10 条 支部長は本会の会務を総理し、本会を代表する。

副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。

理事は会務を分担し、支部長・副支部長ともに事故ある時はその職務を代行する。

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

第 12 条 本会に顧問・参与を置き、役員会の議決を経て支部長がこれを推薦する。

第 13 条 総会は定期総会とし、定期総会は年 1 回、臨時総会は必要ある場合に開催する。

第 14 条 役員会は必要ある場合、隨時開催する。

第 15 条 会議は支部長が召集する。

第 16 条 臨時総会は役員会の議決、または会員 1 / 4 以上の要求があった時は、支部長はすみやかに召集しなければならない。

第 17 条 次の事項は総会の承認を受けなければならない。

5. 予算および決算。

6. 事業の計画および経過報告。

7. 会則の変更。

8. その他役員会において必要と認めた事項。

第 18 条 会議における議決はすべて出席者の過半数をもって決する。

第 19 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付則 1. この会則は平成 3 年 8 月 3 日より施行する。

2. 平成 12 年 6 月 10 日一部改正

日本臨床整形外科医会埼玉県支部 会 則

- 第1条 本会は日本臨床整形外科医会・埼玉県支部と称する。
- 第2条 本会の事務所は支部長が定めるものとする。
- 第5条 本会は会員相互の親睦融和と学術の向上および診療内容の進歩をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前述の目的を達成するため次の事業を行う。
1. 整形外科医の日常診療上に生ずる諸問題の研究調査、研究会、懇談会等の開催。
 2. 各種保険医療の改善および医療の合理化に関する研究。
 3. 会員相互の親睦と相互扶助および福祉・厚生に関する企画。
 4. その他前項の目的を達成するに必要な事項。
- 第5条 本会の会員は日本臨床整形外科医会の会員で、次の事項の一つに該当するものとする。
- (5) 埼玉県内において、整形外科を主たる標榜科とする私的医療機関の開設者およびその勤務医。
 - (6) その他の勤務医で本会の目的に賛同するもの。
- 第10条 本会の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添え、所定の入会申込書を提出して、役員会の承認を受けなければならない。
- 第11条 会員は会則ならびに本会の議決権を尊重し、所定の年会費を納入するとともに会務の遂行に協力するものとする。
- 第8条 会員は次の事由によってその資格を失う。
- (1) 退会
 - (2) 死亡
 - (3) 第6条の資格を失ったもの
 - (4) 正當の理由なく3年間会費を未納したもの
 - (5) 本会の名誉を著しく傷つけたもの
- 第9条 本会には次の役員をおき、総会において会員中より選舉する。
- | | |
|------|-----|
| 支部長 | 1名 |
| 副支部長 | 1名 |
| 理事 | 若干名 |
| 監事 | 2名 |

- 第 10 条 支部長は本会の会務を総理し、本会を代表する。
副支部長は支部長を補佐し、支部長事故ある時はその職務を代行する。
理事は会務を分担し、支部長・副支部長ともに事故ある時はその職務を代行する。
- 第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。
- 第 12 条 本会に顧問・参与を置き、役員会の議決を経て支部長がこれを推薦する。
- 第 13 条 総会は定期総会とし、定期総会は年 1 回、臨時総会は必要ある場合に開催する。
- 第 14 条 役員会は必要ある場合、隨時開催する。
- 第 15 条 会議は支部長が召集する。
- 第 16 条 臨時総会は役員会の議決、または会員 $1 / 4$ 以上の要求があった時は、支部長はすみやかに召集しなければならない。
- 第 17 条 次の事項は総会の承認を受けなければならぬ。
9. 予算および決算。
 10. 事業の計画および経過報告。
 11. 会則の変更。
 12. その他役員会において必要と認めた事項。
- 第 18 条 会議における議決はすべて出席者の過半数をもって決する。
- 第 19 条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第 20 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付則この会則は平成 3 年 8 月 3 日より施行する。

(補) 事務所は上尾市栄町 1-14 に置く。